

日本環境変異原学会細則

第1章 総則

第1条 日本環境変異原学会細則（以下細則という）は日本環境変異原学会会則（以下会則という）の目的を遂行するために必要な細目を定める。

第2条 細則の改廃制定は理事会で審議・議決し、評議員会の承認を得るものとする。

第2章 会員資格の喪失

第3条 会則第14条第2項は下記のように適用する。会費を1年間滞納した会員は学会誌等を受け取る資格を失い、3年間未納の場合は会員資格を喪失する。

第3章 選挙

第4条 会則に基づく選挙に関する事務は、会則第26条によって決められた選挙管理委員会委員（総務担当理事を含む）4名が行う。開票には当該委員3名以上と監事1名以上が確認する。

第5条 理事と監事選挙は同時に実施し、理事は評議員から、監事は評議員を除く正会員から選出する。

第6条 会長、理事、監事には会則第24、25条により就任任期数に制限があるが、任期途中で、やむをえず辞任したり、補充就任した場合、その期間は1期と計算しない。

第4章 評議員の選出

第7条 評議員選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

第8条 選挙管理委員会は選挙人（正会員）名簿および被選挙人（正会員）名簿を作成し、公表しなければならない。

第9条 投票は、被選挙人の中から6名、または6名以下を選択し、無記名のWeb選挙システムによって行う。

第10条 当選は得票数順に30名とし、得票同数のときは抽選により決定する。

第11条 当選者はやむをえない理由のある場合、選挙管理委員会宛にその旨を書面に付して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は告示を受けてから1週間以内にしなければならない。

第12条 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。

第13条 選挙で選出された評議員の定数に欠員が生じた場合には任期途中で補充はしない。ただし、推薦評議員を加えて合計40名未満になったときには、推薦評議員を追加することにより40名以上にする。

第5章 理事の選出

第14条 理事選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

第15条 投票は、選挙で選出された30名の評議員が、評議員の中から3名、または3名以下を選択し無記名でWeb選挙システムによって行う。

第16条 当選は得票数順に9名とし、得票同数のときは抽選により決定する。

第17条 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。次点者が2名以上のときは抽選により決定する。

第18条 理事の定数に欠員が生じた場合には、会長の指名により補充する。

第6章 監事の選出

第19条 監事の選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

第20条 投票は、選挙で選出された30名の評議員が、正会員（評議員は除く）の中から1名を選択し無記名でWeb選挙システムによって行う。

第21条 当選は得票数順に2名とし、得票同数のときは抽選により決定する。

第22条 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。

第23条 監事の定数に欠員が生じた場合には、評議員による投票により補充する。

第7章 会長の選出

第24条 会長は選出された理事9名の互選によって決定するが、原則として、1名を選択する無記名の投票によって過半数を得たものが就任する。過半数を得たものがない場合には上位2名の決選投票を行い、最高得票者が就任する。ただし、上位3名以上が同数の場合は、同数得票者の投票を繰り返し、過半数得票者が出れば決定とするが、過半数を得たものがない場合には上位2名の決選投票を行う。

第8章 学会賞等の規定

第25条 日本環境変異原学会学会賞

1. 日本環境変異原学会学会賞(以下、学会賞と略)は、正会員のうち、環境変異原研究分野における業績がきわめて顕著であり、かつ本学会の進歩発展に多大な寄与をした者に対して授与される。
2. 学会賞受賞候補者推薦募集要項は、学会ホームページに掲載するものとし、会員によって推薦された受賞候補者は、学会所定の推薦申請書用紙を使用し、必要事項を記入の上、推薦者を経て指定期日以内に学会長宛申請するものとする。
3. 学会賞受賞候補者は、5年以上の会員歴を持つ正会員に限られる。
4. 学会賞の授賞件数は、毎年1件以内とし、選考に関しては表彰人事委員会がこれにあたり、学会賞の選考の結果に関しては、理事会と評議員会の承認を得るものとする。
5. 受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、総会の席上で表彰するものとする。

第26条 日本環境変異原学会研究奨励賞

1. 日本環境変異原学会研究奨励賞(以下、研究奨励賞と略)は、正会員のうち、環境変異原研究分野において顕著な寄与をする発表を行い、かつ将来の研究の発展を期待し得る者に対して授与される。
2. 研究奨励賞受賞候補者推薦募集要項は、学会ホームページに掲載するものとし、会員によって推薦された候補者は、学会所定の申請用紙(推薦書ならびに申請書)を使用し、必要事項を記入のうえ、推薦者を経て指定期日以内に学会長宛申請するものとする。
3. 研究奨励賞受賞候補者は、3年以上の会員歴を持ち、かつ募集締め切り日において、満45才以下の正会員に限られる。
4. 研究奨励賞の授賞件数は、毎年2件程度とし、選考に関しては表彰人事委員会がこれにあたり、研究奨励賞の選考の結果に関しては、理事会と評議員会の承認を得るものとする。
5. 受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、総会の席上で表彰するものとする。

第27条 日本環境変異原学会功労賞

1. 日本環境変異原学会功労賞（以下、功労賞と略）は、正会員のうち、環境変異原研究分野における応用研究、変異原研究を通じた社会貢献および学会の運営への寄与などを通じ学会の進歩発展に対する総合的な貢献が顕著な者に対して授与される。学会賞受賞者は、功労賞授与の対象とはされない。
2. 功労賞受賞候補者推薦募集要項は、学会ホームページに掲載するものとし、会員によって推薦された候補者は、学会所定の申請用紙（推薦書ならびに申請書）を使用し、必要事項を記入のうえ、推薦者を経て指定期日以内に学会長宛申請するものとする。
3. 功労賞受賞候補者は、10年以上の会員歴を持つ正会員に限られる。
4. 功労賞の授与件数は、毎年1件程度とし、選考に関しては表彰人事委員会がこれにあたり、功労賞の選考の結果に関しては、理事会と評議員会の承認を得るものとする。
5. 受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、総会の席上で表彰するものとする。

第9章 委員会の運営

第28条 委員および委員長は会則第26条によって会長が委嘱する。委員会委員長は委員会を招集、主催する。

第29条 委員長は委員会開催通知を委員全員、会長、総務担当理事、および会計担当理事に送付する。

第30条 委員長は委員会開催に必要な最小の経費を会計担当理事に要求することができるが、その採否は会計担当理事により、本学会の予算の範囲内とする。

第10章 表彰人事委員会の運営

第31条 委員会は下記の事項につき担当する。

1. 学会賞等、他団体の助成金または賞等に関する書類の提出日を定め、広報委員会に学会ホームページへの掲載を依頼する。
2. 表彰人事委員会委員に関係書類を配布する。
3. 表彰人事委員会を開催し受賞者を選考する。
4. 選考結果を評議員会・理事会へ報告し承認を得る。

第32条 表彰人事委員会委員長は原則として表彰人事担当理事が就任し、表彰人事委員会を召集、主催する。表彰人事担当理事を除いた委員は6名とする。

第33条 委員会は委員長を含む委員5名以上の出席によって成立する。

第34条 委員会における議決

1. 重要とみなされる審議事項については、無記名投票により賛否を問うものとする。
2. 投票による審議事項は、出席員の過半数の賛成により可決される。但し、この際白票は投票総数に参入しない。
3. 委員会に出席できない委員は、書面を以て審議事項に対し意見を述べるができるが、投票に参加することはできない。
4. 会長は本委員会に出席し、意見を述べるができるが、議決には参加できない。

第35条 学会賞等受賞者の選考

本委員会委員は学会賞等の推薦者となることはできず、受賞候補者として推薦された場合は、当該賞の選考に参加することはできない。学会賞、研究奨励賞、功労賞候補者の会員歴の適合性を確認した後に、投票による最終選考に先立って、各候補者につき、予め配布された資料に基づき、下記に従い研究内容等に関する討議を行う。

1. 学会賞受賞候補者について
研究の独創性

- 研究の高度性
- 研究の普遍性
- 学会の進歩発展に対する貢献
- 2. 研究奨励賞受賞候補者について
 - 研究の独創性
 - 研究の高度性
 - 研究の将来性
 - 学会における活動状況
- 3. 功労賞受賞候補者について
 - 研究の応用性
 - 学会における研究発表などの活動状況
 - 変異原研究を通じた社会貢献
 - 学会に対する貢献（評議員・理事・年会長などとしての貢献）

第36条 学会賞等受賞者の選出

学会賞等の受賞候補者について、「信任投票」（可または否を記入）を行い、有効投票数の過半数を獲得したものを信任された候補者とみなし、これらの者についてのみ以下の手続きに従って受賞者を決定する。

1. 学会賞

- (1) 信任された候補者が1名の場合、この者を受賞者とする。
- (2) 信任された候補者が2名の場合、「単記名方式投票」による上位得票者を受賞者とする。
- (3) 候補者が3名以上の場合
 - 「序列記入方式投票」または、これと「単記名方式投票」の併用により受賞者を下記の方法に従い選出する。
 - 「序列記入方式投票」においては、候補者名を連記した投票用紙の各候補者に対して序列を記入する。但し、複数の候補者に対して同一序列を記入してはならない。序列は点数化し、例えば候補者が3名のとき、最高序列点を3、次いで2、1点とし、有効票について、各候補者の得点を集計する。
 - 「序列記入方式投票」において、最多序列得点者が1名の場合、この者を受賞者とする。
 - 最多序列得点者が2名の場合、これらの者について「単記名方式投票」を行い、上位得票者を受賞者とする。

2. 研究奨励賞

- (1) 信任された候補者が2名以下の場合、この者またはこれらの者を受賞者とする。
- (2) 信任された候補者が3名以上の場合
 - 「序列記入方式投票」を基本とする下記の方法に従い選出する。
 - 最多序列得点者が1名、および2位の得点者が1名の場合、または最多序列得点者が2名の場合、これらの者を受賞者とする。
 - 最多序列得点者が1名で、2位の者が2名の場合、最多序列得点者を受賞者とし、これら2位の者に対しては、「単記名方式投票」を行い、上位者を受賞者とする。

3. 功労賞

- (1) 信任された候補者を受賞者とする。

第37条 学会賞等の英文名は学会賞をJEMS Award、研究奨励賞をJEMS Encouragement Award、功労賞JEMS Service Awardとする。必要に応じ、JEMSのあとに(The Japanese Environmental Mutagen Society)、またAwardのあとに(西暦年号)を付すことができる。

第11章 編集委員会の運営

第38条 編集委員会には第一編集委員会（英文誌編集および論文賞等の選考担当）と第二編集委員会（Jems Newsおよびその他の編集担当）を設ける。

第39条

- 1. 第一編集委員会は委員長、編集幹事（3名程度）、編集委員より構成される。第一編集委員会委員

長は、編集担当理事と協議の上、会長が指名した学会員が就任し、委員会を招集、主催する。編集幹事および編集委員は、理事会の承認を得て委員長が委嘱する。委員長、編集幹事、編集委員の任期は1期2年とするが、再任も可とする。

2. 第二編集委員会は委員長および3名以上の委員より構成される。第二編集委員会委員長は、原則として編集担当理事または編集担当理事が指名した評議員が就任する。委員は委員長の意見を参考にし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員の任期は1期2年とし、原則として連続2期とする。

第12章 国際協力

第40条 会長は本会を代表して、AAEMS (Asian Association of EMS) の設立準備ならびに運営にあたる。国際協力担当理事は、これを補佐する。

第13章 慶弔

第41条 当学会活動に特に寄与した会員の慶事(叙勲・褒章)を慶祝することを会長および総務担当理事が判断した場合には、会長名で祝電を贈る。

第42条 当学会活動に特に寄与した会員が物故された場合には、会長名で弔電を送るとともに、会報(Jems News)に訃報等を掲載する。

第43条 その他、会長が必要と判断した場合は同等として扱う。

第44条 本規程は本人または関係者から当学会に申し出があった場合に適用する。

第14章 主催・共催・協賛・後援

第45条 用語の定義

1. 「主催」とは、催し開催の主体となり、その団体の責任においてその催しを開催することをいう。
2. 「共催」とは、本学会を含む複数の団体が催し開催の主体となり、企画当初から共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行い、その催しを開催することをいう。
3. 「協賛」および「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、協力、援助、名義使用することをいう。「協賛」は「後援」に比べてその関与の程度が大きい場合に使用する。

第46条 承諾の基準

1. 本学会が主催する催しは会則に掲げる大会、公開シンポジウムの他、理事会および評議員会で承認されることを基準とする。
2. 催しが次に該当する場合、共催、協賛、後援の依頼を承諾することができない。
 - (1) 営利目的の活動であると認められるとき
 - (2) 政治および宗教を目的とした活動であると認められるとき
 - (3) その趣旨が本学会の活動内容に反するもしくは、かけ離れているとき
3. 本学会から他の学会に共催、協賛、後援を依頼する場合は、本学会が主催する催しと依頼先の団体の趣旨が近いことを基準とする。

第47条 手続き

1. 主催については、会則に掲げる大会、公開シンポジウムを除き理事会で提案されるものとし、理事会、評議員会に謀り、その承認を得て決定するものとする。結果についてはHPに掲載する。
2. 共催、協賛、後援の依頼を受けた場合については、催しを主催する団体が、団体名、催しのテーマ・開催時期・開催場所、催しの趣旨、代表者名、連絡先等の情報(書式自由)を付して、本学会事務局宛に依頼をするものとする。会員に依頼が届いた場合は、依頼内容を事務局に転送する。
3. 共催については、理事会で協議し(メール会議を含む)、決定するものとする。結果については評議員会、総会で報告する。
4. 協賛・後援については、会長および総務担当理事で判断し、決定するものとする。結果について

は理事会、評議員会で報告する。

5. 同じ団体による定期的な催しであっても、催しごとに手続をとるものとする。
6. 本学会から他学会への共催の依頼は、理事会で協議し（メール会議を含む）、決定するものとする。また、協賛・後援の依頼については、大会等の主催者が妥当と判断した場合に適宜行うものとし、依頼したことを理事会で報告するものとする。

第15章 賛助会員

第48条 賛助会員は、学会ホームページ（和文・英文）、Jems Newsおよび、大会要旨集の賛助会員一覧に名称が記載される。

第49条 賛助会員は、学会ホームページ（和文・英文）の賛助会員一覧の名称に当該機関等のホームページのリンクを張ることができる。

第50条 賛助会員は、社員募集、セミナー開催などの情報を学会ホームページ（和文）に掲載しメールマガジンで配信することができる。但し、配信内容は学会で確認する。

第51条 賛助会員は学会ホームページのバナー広告に掲載を希望する場合、特別価格が適用される。

第16章 会計

第52条 大会会計

大会会計の決算を次年度第1回理事会、評議員会に報告する。なお、大会会計に残金が生じた場合、全額を学会会計に繰り入れる。止むを得ない事由により大会で資金不足が生じた場合は、理事会、評議員会の議を経て補填することができる。

第53条 調達規程

一定額以上の物品、役務等の調達に際し契約を締結する場合は、下記の競争に付さなければならない。

1. 一般競争入札

定義：不特定多数の供給者に入札による調達を行う旨を公示し、調達する物品等又は特定役務の名称及び数量、競争に参加するものの必要な資格、物品等の納入期限又は特定役務の履行期間等についての規定を満たした者に対し応札させる。

対象：1回の調達価格が400万円を超える場合、または複数年にわたり調達価格の総額が800万円を超える場合。外部競争的研究資金の補助を受けて、調達する場合。

2. 指名競争入札

定義：調達する物品等又は特定役務の名称及び数量、競争に参加するものの必要な資格、物品等の納入期限又は特定役務の履行期間等についての規定を満たした複数の者を指名して応札させる。

対象：1回の調達金額が200万円を超える場合、または、複数年にわたり調達金額の総額が400万円を超える場合。

なお、契約が次の各号に該当する場合には、上記の規定にかかわらず、随意契約をすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に付すことが適当でないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき。
- (3) 競争に付すことが、不利と認められたとき。
- (4) 競争に付しても入札者がいないときに、再度の入札に付しても落札者がいないとき。

付則

1. 本細則の第4-7章は新会則のもとでの選挙のため平成11年6月1日より施行した。
2. 第1章、第3章、第9章、第11章は平成12年1月1日より施行した。

3. 第2章、第8章、第10章は平成14年1月1日より施行した。
4. 第5条については平成14年11月28日に改訂した。
5. 第5条、第15条、第20条、第38条については平成16年5月28日に改訂した。
6. 第12章、第40条は平成17年5月28日より施行した。
7. 第38条、第39条については平成17年11月15日に改訂した。
8. 第37条については平成18年11月19日に改訂した。
9. 第38条については平成20年12月3日に改訂した。
10. 第3条、第25条、第26条、第27条ならびに第31条については平成22年5月28日に改訂した。
11. 第13章、第14章は平成22年11月15日より施行した。
12. 第38条、第39条については平成23年5月27日に改訂した。
13. 第15章は平成23年5月27日より施行した。
14. 第42条は平成24年5月25日に改訂した。
15. 第36条は平成25年5月24日に改訂した。
16. 第4条、第9条、第10条、第15条、第16条、第17条、第20条、第21条、第24条は平成26年5月23日に改訂した。
17. 第25条、第26条、第27条については平成27年11月26日に改訂した。
18. 第39条については平成27年11月26日に改訂した。
19. 第16章は平成27年11月26日より施行した。
20. 第31条、第46条、第47条については、平成28年11月16日に改訂した。